

[事案 23-228] 新契約遡及締結請求

・平成 24 年 6 月 6 日 裁定不調

<事案の概要>

終身年金保険の加入にあたり、設計書記載の全期前納保険料と、実際に提示された全期前納保険料との間で金額に差があることを不服とし、設計書記載のとおり保険料で契約を締結することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 2 月に作成された設計書をもとに、同年 3 月に代理店を来店し、終身年金保険の申込手続を行おうとしたところ、代理店に申込書類がなかったため、代理店が書類を取り寄せてから申込を行うこととなった。3 月末に来店するも、まだ書類が届いていなかったため、4 月以降の申込になったとしても設計書に記載の金額について変わらないことを確認した。その後、4 月 9 日に契約を申し込んだところ、4 月より前納割引月数が見直されたことにより、全期前納する場合の保険料の金額が、2 月作成の設計書に比べて約 64,000 円差額が生じることが分かった。よって、設計書記載の金額で契約を締結することを求める。

<保険会社の主張>

終身年金保険の申込みの勧誘に際して、当社に、保険料額の説明に不十分な点があったとしても、そのことを理由に、2 月に説明した金額で終身年金保険の申込みを受理し、これを承諾することは、保険業法第 300 条第 1 項第 5 号の規定により禁止されているものである。よって、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された書面の内容にもとづき審理した結果、下記の事情により、①募集人による誤回答が軽率の誹りを免れないことは事実であり、保険会社もこの点を真摯に受け止め、審査会に申し立てる前に、解決金の支払いを提案していたこと、②当審査会としても、その内容での和解が相当であると考えたことから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条第 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したが、申立人から和解案を受諾しないとの回答があったため、同規程第 38 条第 2 項にもとづき、裁定不調として裁定手続を終了した。

- (1)平成 23 年 3 月末、代理店が、同年 4 月になっても全期前納保険料額には変更はない旨を回答したことは事実であり、本件契約の申込みが同年 4 月になると予想されたにもかかわらず、このような誤った回答をしたことは、確かに軽率の誹りを免れない。
- (2)しかしながら、代理店には、保険会社が申立人との間で、本件契約を同年 4 月以降も、設計書記載の全期前納保険料で引き受けることを約束をする権限はなく、法律上、申立人が主張するような権利を認めることはできない。
- (3)しかし、代理店が、前述のような誤った回答したことにより、申立人の（設計書記載の

全期前納保険料で契約ができるという) 期待が裏切られたことは事実であるから、これにより、不法行為に基づく損害賠償請求(慰謝料請求)ができないか、が一応問題となり得る(民法709条、保険業法283条1項)。これは、期待権の侵害と言えなくもないが、このような期待権が「法律上保護される利益」(民法709条)に該当するか、さらに、募集人による誤回答が損害賠償に値するような違法性を有する侵害行為と評価できるか、については、消極に解さざるを得ない。

なお、判例は、期待権の侵害のみを理由とする不法行為責任の成立には否定的であることを付言する(最高裁平成23年2月25日判決)。

【参考】

民法709条(不法行為による損害賠償)

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

保険業法283条(所属保険会社等の賠償責任)

所属保険会社等は、保険募集人が保険募集について保険契約者に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

- 一 所属保険会社等の役員である保険募集人(生命保険会社にあつては、当該役員の使用人である生命保険募集人を含む。)が行う保険募集については、所属保険会社等が当該役員の選任について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
- 二 所属保険会社等の使用人である保険募集人(生命保険会社にあつては、当該使用人の使用人である生命保険募集人を含む。)が行う保険募集については、所属保険会社等が当該使用人(生命保険会社の使用人の使用人を除く。)の雇用について相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。
- 三 所属保険会社等の委託に基づく特定保険募集人又はその役員若しくは使用人である保険募集人が行う保険募集については、所属保険会社等が当該特定保険募集人の委託をするについて相当の注意をし、かつ、これらの者の行う保険募集について保険契約者に加えた損害の発生の防止に努めたとき。